

令和4年度第1回浜松市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

会議の名称	令和4年度第1回浜松市いじめ問題対策連絡協議会
日時	令和4年8月29日(月)午後1:30~3:30
場所	浜松市 市民協働センター2階 第1、2研修室
出席委員	安間 清弘委員、池谷 隆利委員、石野 政史委員、井上 聡委員、河原崎 直樹委員、杉山 秀之委員、鈴木 清吾委員、横井 通文、松山 正寛委員(9名出席)
事務局職員	こども家庭部 次長(次世代育成課 課長) 野田 志保、青少年育成センター主任 市川 直樹、青少年育成センター主任 長谷田 悠人、一般職員 熊谷 宗佑
説明者	学校教育総務課参事 小畑 多佳子、学校教育指導課 前山 大樹
会議資料の名称	令和4年度第1回浜松市いじめ問題対策連絡協議会 会議録
会議の記録	要点記録
録音データの記録	無
会議録の公開	公開
会議録作成者	青少年育成センター主任 市川 直樹
次 第	

- 1 開 会
- 2 浜松市いじめ問題対策連絡協議会の概要
- 3 浜松市におけるいじめ防止等に関する取組
 - (1) いじめ問題への対応について
 - (2) いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく調査結果報告書(答申)について
- 4 各機関の取組報告
- 5 協議
 - (1) いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく調査結果報告書(答申)に係る浜松市いじめ問題対策連絡協議会の取組について
 - (2) 浜松市いじめ防止のための基本的な方針の改定内容について(非公開)
- 6 事務連絡
- 7 閉会

主な発言内容

1 開会

＜浜松市こども家庭部次世代育成課 市川 直樹＞

- 令和4年度 第1回浜松市いじめ問題対策連絡協議会を開催する。

2 浜松市いじめ問題対策連絡協議会の概要

＜浜松市こども家庭部次世代育成課 市川 直樹＞

- 平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」第12条の規定に基づき策定された「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき平成26年4月に浜松市いじめ問題対策連絡協議会を設置した。
- 浜松市いじめ問題対策連絡協議会要綱の第2条に、当協議会の所掌事項は「いじめ防止等の対策に関すること」「いじめ防止等の対策の調査研究に関すること」「いじめ防止等の啓発活動に関すること」「その他い

じめ防止等に係る施策の推進に関し市長が必要と認める事項」の4点について、連携を図るために協議するとしている。

○ 「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」の「第2 浜松市のいじめの防止等のための対策」として、「家庭と学校と地域が、いじめから子どもを救う」とあり、「1 浜松市の役割」「2 家庭の役割」「3 学校の役割」「4 地域の役割」の4点について記載がある。この基本方針では、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめの早期対応」「重大ないじめの問題への対処」について言及しているが、当協議会では、重大ないじめが起きないように「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」に向けた有用な手立てについて、参加委員から意見をいただく中で構築し、情報共有をしていきたいと考えている。

3 浜松におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめ問題への対応について

<浜松市学校教育部指導課 前山 大樹>

○ いじめに関する定義は、いじめ防止対策推進法第2条において、「当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じるもの」とされている。

○ いじめの解消の定義は、国のいじめ防止等のための基本的な方針 第2(4)において、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（3ヶ月を目安）継続していること。②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。この2点とされている。ただし、これらの要件が満たされている場合にあっては、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとされている。

○ 重大事態の定義は、いじめ防止対策推進法第28条において、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。またはいじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日を目安）を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときと認めたとときとされている。

○ 学校いじめ防止基本方針は、「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づいて各学校が作成している。主な内容として、「いじめの定義」「いじめの理解」「いじめの考え方」等。対策として、「校内対策組織の設置」「いじめの未然防止」「早期発見」「早期対応」等。重大事態への対処として、「重大事態の意味」「調査」「調査組織」「結果の提供及び報告」等が示されている。

○ いじめの実態について、平成26年度以降コロナウィルス感染症の影響があった令和2年度を除いて、いじめの認知件数は全国的に増加している。

- 令和3年度の浜松市のいじめの状況について、小学校の認知件数は2294件、中学校の認知件数は936件。その内、解消件数は、小学校1840件、中学校641件。3月末における解消率は、小学校80.2%、中学校68.5%となる。認知件数の増加について、いじめの早期発見のため、積極的な認知と早期対応に取り組んできたことが表れた結果になっている。一方、いじめの解消率も3年間通して向上しており、小学校では令和2年度から10.7%、中学校では1.8%増加している。
- 認知件数について、全国同様、令和2年度の認知件数が低かった一方、令和3年度は、増加率が高くなっている。
- いじめ認知件数の学年別推移は、令和3年度は特に小学校において、低学年から認知件数が増加している。理由として、アンケート等を活用することで、幅広く子どもの声を聞く事ができるようになったことがある。

3 浜松におけるいじめの防止等に関する取組

(2) いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく調査結果報告書（答申）について

＜浜松市こども家庭部次世代育成課長 野田 志保＞

- いじめ防止対策推進法第30条2項に基づく調査結果報告書は、浜松市いじめ問題再調査委員会が令和4年3月22日に浜松市長に提出をしている。公表用としてHPにもアップしており、本協議会の委員にも送付した。
- 浜松市いじめ問題再調査委員会は、いじめ防止対策推進法及び浜松市いじめ問題再調査委員会条例に基づき設置され市長の諮問に応じ調査・審議をする委員会となり、現在すでに解散している。
- 再調査に至った経緯は、被害生徒へのいじめ行為は、小学校では認知されておらず、中学校1年生時に2件認知され、その直後に転校をしている。中学校3年生のときに保護者より小学校5年生時のいじめ被害により精神疾患を発症した等の申し立てがあり、教育委員会をはじめとした調査委員会により、いじめ重大事態の調査を開始している。医師の意見を踏まえ、本人は調査の実施を知らない状態で調査をした。保護者と調査方針についての相違により中断に至った経緯がある。中学校卒業後に調査が再開したが、保護者が教育委員会いじめ調査委員会の公平性・中立性に疑義を呈したため、調査を終了とした。その後、市長に調査結果の報告をして、本再調査委員会に諮問をした。
- 市長からの諮問は、「諮問1 学校の設置者、その設置する学校が法第28条第1項の規定に基づき実施した調査の結果に関すること」「諮問2 被害生徒保護者が意見書で求めている内容に関すること」「諮問3 当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生の防止のために講ずる措置に関すること」の3点であり、この3点について調査することとなった。
- 調査方法としては、基本調査と追加調査を行った。基本調査は、主としていじめ調査委員会が浜松市長

に提出した報告書を精査するとともに、関係学校及び教育委員会に当時の相談記録、関係書類の提出を求め、併せて、被害生徒保護者、学校、教育委員会関係者からの聴き取りを行った。追加調査は、被害生徒への聴き取り調査。同学年生徒、保護者へのアンケート調査と聴き取り調査。学校職員等への聴き取り調査を実施した。こういった調査を経て、再調査委員会として、小学校1年生から5年生にかけて持続的な嫌がらせ行為について、いじめの事実があったと認定した。また、小学校5年生時の他の児童による特定の行為については、いじめの事実があった可能性が高いと考えられるが、いじめの事実があったと断定するには至らなかった。中学校進学後のいじめについては、在学中に認定された2件のいじめ以外にも、被害生徒が述べた持続的な嫌がらせ行為についていじめの事実があったと認定した。

○ 学校による法に基づいたいじめ防止対策について、未然防止では、一般的ないじめ予防に関わる指導はなされていたものの、法が求める計画的かつ積極的ないじめ予防教育がなされていたとは言い難く、特に、児童生徒が自主的に行うものについては、不十分であった。早期発見では、学校いじめ防止基本方針の策定が行われ、アンケート調査を行うことを重視していたが、今回認定された持続的ないじめは小学校5年生時のアンケート調査では把握できていない。また、再調査の過程では、被害生徒以外の児童に関しても小学校6年生在籍時に、いじめの疑いがある行為を教員に相談したにも関わらず、いじめが早期発見されなかった事案が把握できており、いじめの早期発見に対する小学校の組織的な対応の欠如が常態化していたのかもしれない。中学校ではアンケート調査は実施していたものの、その内容を、担当教員や担任が十分活用していなかったと思われる。事案の対処として、小、中学校ともにいじめ対策の組織が置かれていたが、その運営の実態は、児童生徒の問題全般を扱うことが多く、また、生徒指導に関する会議と区別することなく行われており、その会議でいじめの認知やその対応、解消に至るまでの状況について個別に丁寧に扱われていなかったため、法が求めている組織としての機能が十分果たされていないばかりか、学校が設定した学校基本方針が形骸化し、そこで示していたことが実際に行われていなかったと言える。また、再調査の過程で、中学校において被害生徒以外の生徒について、いじめ対策の組織が十分に機能していないことを示唆するいじめの事案が把握されており、中学校のいじめ対策組織の機能不全は常態化していたのかもしれない。

4 各機関の取組報告

(取組一覧表の説明)

<浜松市こども家庭部次世代育成課 市川 直樹>

○ 「浜松市いじめ問題対策取組一覧」は、平成30年度の当協議会の活動として作成したものを毎年見直してきたもので、3つの点を狙いとしている。

①各機関がどのような取り組みを行っているのかの相互理解。

②相互理解を踏まえ、機関の枠を越えて一緒に取り組めることがあるのではないかとこの連携強化。

③見える化することで、各機関の取り組みが分かり、対象を拡大する必要があるのではないかという「気づき」

○ 一覧表の見方は、今年度の新規事業・取組は、黒の白抜きになっている。表側には機関ごとに「未然防止」「早期発見」「早期対応」に区分されている。表頭は取組の対象で、対象ごとに「本人」「保護者」に区分されている。表側と表頭をクロスさせることにより、どの機関が誰を対象にどのような取組を実施しているかを一覧で確認できる。一覧を「相互理解」「連携強化」に役立てたい。

（浜松市PTA連絡協議会の取組）

<浜松市PTA連絡協議会 池谷 隆利>

- 浜松市PTA連絡協議会では、年に3回保護者の代表であるPTA役員を対象とした講演会や研修会を開催して、PTA役員に情報提供を行い、それを各学校のPTAに周知していただく形で運営している。
- 取組として、今年度は6/25に「青少年問題研修会」を開催した。内容は、2人の講師を招き、「青少年の現状と課題」「子育てとインターネットを考える」というテーマで講話をしていただいた。
- 9/3には、「指導者研修会」を開催する予定。内容は、参加者を4つの分科会に分け、「PTA活動」「メディア教育」「心のケア教育」「浜松の教育」をテーマに、講師に講話をしていただく。「浜松の教育」に関しては、教育長、教育委員の皆様に来ていただき、直接意見交換をすることになっている。
- 12/3には「教育講演会」を開催する予定。
- 講演会や研修会を開催することにより、子供とのコミュニケーションの取り方、子供から発信されるシグナルにいち早く気づき、どうやって受け止めるかなど、いろいろな角度から多方面の講師の講話を聞き、保護者に多くの情報を発信して、親子が共に楽しく生活できる環境作りをしていく。

（浜松市立小学校の取組）

<浜松市立小学校長 井上 聡>

- 年度初めに、「いじめ対策委員会」を開催し、「いじめ防止のための基本方針」について確認をしている。この方針は、学校のHPに載せて周知をしている。
- アンケートは、学期に1回、生活アンケートを行っている。気になる児童の回答は、担任から聴き取り調査を行い、事実確認をしている。場合によっては複数の教師で対応をしている。関係職員、管理職に報告、必要に応じて各家庭に連絡をして、状況や今後の対応等を伝えている。早急に対応が必要とされる事案は、ケース会議を早急に開き対応をしている。家庭訪問や来校等の対応が必要とされる事案は、週を跨がず、早急に対応できるよう心掛けている。
- 日々のトラブルについても早急な対応を心掛けている。別に、ニコリのアンケートも実施しており、その結果を3者面談で保護者に見せながら子供の心理状況について共通理解をしている。
- いじめ認知報告書の内容については、いじめ対策会議等で確認しながら、その後の経過を見守っている。

○ 「命の日」に各学校でいろいろな取組をしている。タマキ チハルさんを講師に迎え、456年生、保護者、地域の方を対象に「命の参観日 共に生きる」をテーマに聴講会を行った学校がある。命について考える日についてを伝え、「どうしていじめはいけないのか」「命を大切にするとはどういうことなのか」ということを考えてほしいと投げかけ、各学級で道徳の授業、児童会のいじめゼロキャンペーンへ繋げるようにしている学校もある。また、各クラスで事前に命について道徳の授業の実践をした後、児童が感想を書き、児童が感じた命の大切さについて、放送で発表をする場面もある。委員会で作成した「いじめって何」の動画を視聴したり、健全育成で作成している「いじめなくそうルール」の確認等を行ったりした学校もあった。命の日に限らず「心の輝き」の時間を毎週設け、自他を認め合う心の育成を諮ったり、児童会で「いじめをなくそうキャンペーン」を行っている学校もある。

（浜松市立中学校の取組）

＜浜松市立中学校長 鈴木 清吾＞

- 「未然防止」「早期発見」「早期対応」を大原則として、各校でそれぞれいじめへの対策を講じている。
- 「いじめ対策委員会」を定期的に関き、確実に記録に残すということを指導して取り組んでいる。メンバーは、管理職、生徒指導主事、いじめ対策コーディネーター、生活担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等である。様々な方々がそれぞれの認知状況や解決について、情報共有をしている。この場では、教育委員会への「いじめ認知報告書」「いじめ重大事案の扱い」等について協議がされている。
- 学期に1回程度、あるいは随時面談という形で、生徒と教員が話をする機会も持っている。
- 生活アンケートを実施している学校が非常に多く、いじめの有無や自己申告、他者からの情報提供を求め、いじめを容認しない雰囲気作りも、そのアンケートと共に活用している。
- 未然防止という観点から、ピアサポート、ソーシャルスキルトレーニング等を実施しながら、子供たちの心、生徒たちの心を耕す取り組みを行っている。
- いじめの認知後の対応は、加害者、被害者と共に関係者からも情報を聞き、複数で組織的に対応することを原則に取り組んでいる。状況により、保護者への連絡を確実にするようにしている。
- 対応の協議は、「いじめ対策委員会」、「学年会議」、「ケース会議」等を開催し、必要に応じて他機関の指導、支援を仰ぎながら、組織的に対応を進めている。
- 今後の課題として、コミュニティースクール、学級運営協議会、学校評議員会等、学校以外の場で何か気になる点はないかどうかを、一つの題材にしながら地域で集められる情報を基に、取り組みを進めていくことも今後の一つの方策だと思っている。

(浜松市立中学校の取組)

<浜松市青少年健全育成会連絡協議会 安間 清弘>

- 健全育成会としては、「地域の子供は地域で見守り育てる」を合言葉に、ひとりひとりにいい声掛けデーに毎年取り組んでいる。活動を通じて不審者が地域に入り込めない雰囲気や、いじめを見逃さない地域作りを目指している。令和3年度は浜松市全体で約5093人の地域の人たちが声掛け運動に参加をした。例年以上に地域の各種団体の協力が得られ、子供たちの元気の良い挨拶、表情が見受けられ、子供たちと地域住民の、心の交流の機会となった。見守る気持ちを込めて、継続して声掛け運動を行うことで、子供たちと地域の大人が顔見知りとなり、さらに信頼関係を築くことができるのではないかと思う。今後も、見守られる安心感の子供たちが得られ、いじめの未然防止につなげていけるような活動を継続していきたい。
- 他にも地域のクリーン作戦等の活動展開をしている。声掛けのイベント以外にも地域の大人と子供が交流する行事を、これからも大切にして活動をしていきたいと考えている。

(民生委員児童委員協議会の取組)

<浜松市こども家庭部次世代育成課 市川 直樹>

- 本日欠席の民生委員児童委員協議会の取組について、委員から事前に内容を伺っているので、代理で説明する。
- 「学校訪問」「家庭訪問」を実施しているとなっているが、民生委員児童委員は、「家庭訪問」が多くなっている。「家庭訪問」をする中で、保護者からいじめに関する相談もある。その場合は、学校と連携して対応している。
- コロナ禍で、「家庭訪問」が難しくなっている。本当はもっと「家庭訪問」で色々な話をして、一番初めに地域で支えられるところから民生委員児童委員も活動していきたい。

(浜松市警察部の取組)

<浜松市警察部 河原崎 直樹>

- 浜松市内では6つの警察署及び警察署内にある「浜松地区少年サポートセンター」が、いじめ事案や相談に対応している。また、警察職員である「スクールサポーター」が各警察署に配置されている。これらが定期的に学校を訪問しながら、緊密な関係を構築して児童生徒の問題行動や安全確保に関する支援を行っている。
- 学校におけるいじめ問題の中で、加害生徒の行為が犯罪行為として認められた場合は、被害児童を徹底して守るとする観点に立った早期の活動が必要となるので、判断に迷うような場合には、積極的に相談していただき、相互連携した対応につなげていただきたい。

(静岡地方法務局の取組)

<静岡地方法務局 杉山 秀之>

- 法務局では、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員と協働して活動を行っている。主な活動として、「人権相談」「人権侵犯に関する調査・救済」「人権啓発」を行っている。
- 今年度の取組として、教育委員会、学校関係者の協力をいただき、今回で41回目となった、「全国中学生人権作文コンテスト」を開催している。人権作文は、日常の家庭生活や学校生活の中で得た経験に基づいて作文を書くことを通じて、人権尊重の大切さや基本的人権について理解を深め、豊かな人権感情を身に付けてもらうことを目的として、昭和56年度から実施している事業である。昨年のコンテストで、浜松市立北部中学校からの応募の作品が、法務大臣政務官賞を受賞して、作品集にも取りまとめられ、人権啓発教材として活用されている。
- 浜松市、磐田市、湖西市と連携した「浜松人権啓発活動地域ネットワーク協議会」の活動として、小学校3、4年生を対象とした「人間書道コンテスト」。小学校5、6年を対象とした「人権ポスターコンテスト」を実施している。昨年12月に人権啓発センターにおいて、優秀作品の展示をしたが、今年も同様に開催を予定している。
- 教育委員会、学校関係の協力により、浜松人権擁護委員協議会と協働して、「子どもの人権SOSミニレター」という取組をしている。平成18年度に開始した事業であり、全国の小中学校の児童生徒にミニレターを配布して、「電話では相談しにくい」「勇気がいる」等、子供たちの気持ちに配慮して、手紙による人権相談を行っている。
- 身近な人にも相談できないという子供たちの悩み事を的確に把握して、学校や関係機関と連携を図りながら、子供たちの人権問題の解決にあたっている。
- 本年度、現在までに59通の「人権SOSミニレター」を浜松支局関連で受けている。その中でいじめに関わるものが11通あった。子どもたちに寄り添い、一緒に解決方法を模索したり、自傷行為に関連した内容、手紙については、学校と連携して見守りの強化をする等の取組を行っている。
- その他の活動として、電話で行う「子どもの人権110番」。メールで行う「子どもの人権SOS eメール」とい活動もしている。

(浜松市人権擁護委員協議会の取組)

<浜松市人権擁護委員協議会 松山 正寛>

- 人権擁護委員は、社会的に認知度が低く、理解が進んでないと思うので、人権擁護委員について説明する。
- 現在、浜松市に人権擁護委員は61名いる。天竜市、浜北市との合併の経緯があり、地域ごとに若干多い少ないはあるが、ほぼ中学校区に1人、人権擁護委員がいる。また、学校ごとに担当の人権擁護委員が決

まっている。したがって、我々が一番教育現場に近いところで児童と関わっていると思っている。しかし、ここ数年はコロナ禍の影響で実際に児童のところに行き、授業の一環として、紙芝居、DVD、人形劇といった人権教育、啓発活動ができにくく、学校から疎遠になっている状態である。

○ 人権擁護委員の仕事は、人権相談と人権啓発。人権相談は、本局で行っているのは常設の人権相談。各区役所で行っているのは特設の人権相談。それから、電話相談。手紙による相談がある。

○ いじめ問題に関わるのは、「人権 SOS ミニレター」がある。内容は、人権擁護委員が手紙に対する返事を書いている。大人にとっては、些細な悩み事だが、子供にとってみれば、それは非常に重大なことであり、学校に行くのが嫌になるほど重大な案件なので、人権擁護委員が 1 人 1 人、1 枚 1 枚丁寧に子供たちの気持ちに寄り添いながら回答を書いている。

○ 重大な案件、即手を打たなければいけないようなものについては、法務局と連携の上で各学校に連絡、あるいは児相に連絡をとることもある。家庭にも内緒で連絡してはまずいというものは、児相等に連絡をしている。

○ 「人権 SOS ミニレター」は、いじめの発生から最初に問題が投げかけられてくると思うので、事業の拡大をしている。従来は、夏休みの前後に子供たちに配布をしていたが、昨年度から 1 年中、学校の図書館、下駄箱等に生徒が困ったときにいつでも手紙を出せる仕組みを作った。その結果、手紙の枚数が、例年の 5 割増で相談が増えている。これは結構なことだと思う。今後は学校だけでなく、図書館、放課後児童会、協働センターといったところへ手紙を設置することも必要だと思う。

○ 他にも夏休みの宿題、書道、作文、ポスターのお願いもしている。

○ 人権担当の先生と人権擁護委員との合同の打ち合わせ会、研修会等を行っている。

（児童相談所の取組）

＜浜松市こども家庭部児童相談所 横井 通文＞

○ 児童相談所は、児童等及びその家庭に関する相談の中に、いじめに関する相談はない。ただし、いじめを起因として心身の不調、不登校というものは年に 1、2 件の相談に応じている。

○ もし加害児童が 14 歳未満で触法行為に当たるようであれば、警察からの通告により加害児童の指導もできる。通告があれば、相談に応じている状況である。

（行政の取組）

＜浜松市こども家庭部次世代育成課 長谷田 悠人＞

○ 浜松市次世代育成課青少年育成センターの取組について説明する。

○ 「いじめ問題対策連絡協議会」は、いじめの未然防止のために関係機関の代表に集まっていただき、情報共有、情報交換を行う会議である。

○ 「ネットいじめ防止の情報モラル講座」は、未就学児の保護者から教職員までを対象に実施している。

本年度は、8月までに54件の講座を実施しており、9月以降4件の申し込みをすでに受付けている。今後申し込みを受け付けるものを含め、依頼件数が増加していくことが予想される。通信機器利用の低年齢化だけでなく、各小中学校にタブレットが配布され、小学校1年生からパスワードの管理をしなければいけないことや、チャット機能を使ったいじめやトラブルなどが全国でも話題となったことで、保護者を含む講座依頼が増加していると考えている。この取組は、「早期発見」「早期対応」にも寄与するものと捉えている。

○ 「補導、声掛け運動」は、浜松駅周辺と市内48中学校区で巡回、声掛けを通じて非行の未然防止や早期発見、早期対応、青少年の健全育成を目的としている。

○ 「いじめ調査委員」は、浜松市いじめ問題再調査委員会の答申において、学校や教育委員会におけるいじめ問題の対応について、改善を求める提言が出されたことにより、専門知識を有する第三者がいじめ問題を調査することで、被害者やその保護者との信頼を確保するとともに、事態を客観的に把握し、問題が複雑化、長期化することを防ぐために、市長事務部局にいじめ調査委員を設置する準備を現在進めている。調査は学校及び市教育委員会が認知したいじめの内、重大事態につながるおそれのある事案等について、収集した資料の確認及び必要に応じて、学校関係者、当事者などから聴き取りを行い、その結果を教育委員会に対し報告するもの。

<浜松市教育委員会指導課長 石野 政史>

○ 教育委員会の取組について説明する。

○ 「未然防止」「早期発見」について、「命について考える日」を6/12を基準日として取組を行っている。この日は特に、子供自らがいじめについて考える機会となるよう、各学校で総意工夫して実施することを教育長が校長へ指示をしている。

○ 「児童生徒へのアンケート」は、教育委員会として市立小中学校の小学校4年生から中学校3年生までを対象に3年に1度実施している。法に基づき、いじめの傾向等を踏まえて対策を検討し、いじめの未然防止や早期発見、早期解決、解消を目指し、調査研究を推進している。学校では、いじめの未然防止、早期発見等を目的として、定期的にアンケートを実施している。

○ 「心の健康観察」は、市立小中学校の児童生徒を対象に、ニコリアンケートというメンタルヘルスに関する質問調査を実施し、配慮が必要な子供の支援につなげている。これはいじめや不登校等の前兆として、メンタルヘルスの悪化があるという先行研究を基に2020年度より実施し、心の変化を経年でモニタリングしている。

○ 「専門的知識を有する職員の派遣配置」は、校長経験者の生徒指導アドバイザーによる学校の巡回、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し活用している。

○ 「インターネットを通じて行われるいじめに対する対策」は、ネットパトロールを実施している。また、24時間体制で「いじめ子どもホットラインによる電話相談」を開設している。

- ネットいじめに関するネットパトロールの年度別の推移については、年々増加している。インターネット上のいじめ対応の重要性が今まで以上に増している。
- いじめの認知件数は、2021年度に大幅に増加している一方、いじめ子どもホットラインでの相談件数が減少しており課題となっている。
- 「いじめの組織的対応」は、学校が法に基づき、いじめ防止等のための対策の組織を置いている。多くの学校が「校内いじめ対策委員会」と呼んでいる。この組織は校長を中心に教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター等の関係職員を中心に構成されている。本市のいじめ対策コーディネーターとは、校長が教職員から選任し、いじめに関する情報収集や学校全体のいじめの実態の把握を行う役割を担っている。この学校のいじめ対策組織では、定期的に情報収集、共有し、いじめ事案発生時には調査を実施する。
- 教育委員会は、学校に対する支援や助言を行うとともに重大事態発生時には、調査を実施する機関を設置する。
- 「いじめ対策等専門家チーム」は、浜松市独自のもので、2013年4月に設置された。構成員は、弁護士、学識経験者、精神科医、臨床心理士、元警察官等で構成され、いじめ等の事案に対して、専門的な知見に基づき、教育委員会や学校へ指導、助言を行っている。
- 「職員の資質向上」は、初任者、6年目、ミドルリーダー等、経験に応じた研修を計画的に実施している。また、生徒指導担当やいじめ対策コーディネーター職を対象に大学教授等を講師に迎えた研修を実施している。さらに「いじめに関する校内研修OJT」を実施し、いじめに対する教職員の共通理解やいじめの未然防止に向けた学校ごとの調整などを目的に研修内容を共有したり、事例検討を行ったりしている。

(質疑・意見)

<浜松市青少年健全育成会連絡協議会 安間 清弘>

- 市立中学校から報告のあった「いじめ対策委員会」について、今年からという報告があったが、昨年まではなかったのか。

(応答)

<浜松市立中学校長 鈴木 清吾>

- これまでは、「生徒指導委員会」という名称で、生活全般、生徒のあらゆる全体をとらえた委員会という中で、いじめを取り上げながら協議をして対策を講じていたが、本年度からは、いじめに特化した委員会を新たに加えながら、いじめの対応をするというように、対応の仕方をより特化した。

(質疑・意見)

<浜松市青少年健全育成会連絡協議会 安間 清弘>

- 教育委員会の児童生徒へのアンケートは、3年に1回と報告があったが、1年に1回はアンケート調査をやっていたと記憶している。これとの違いはどうか。

(応答)

<浜松市教育委員会指導課長 石野 政史>

○ 各学校では学期に1回、アンケートを実施している。教育委員会は、それとは別のものとして実施しており、「いじめをどのような時に受けた」「相手は同級生なのか」等、事案に対するアンケートではなく、全体を通して、どんな傾向があるかを理解している。

(質疑・意見)

<浜松市PTA連絡協議会 池谷 隆利>

○ アンケートについて、学期に1回ということだが、各学期で内容は違うのか。

(応答)

<浜松市立小学校長 井上 聡>

○ アンケートの内容は、「生活の中で困っていること」等、子供が答えやすいもので、内容はほぼ同じものになっている。

<浜松市立中学校長 鈴木 清吾>

○ 中学校もほぼ同様。

(質疑・意見)

<浜松市PTA連絡協議会 池谷 隆利>

○ 学校ごとによっても違うということか。

○ アンケートというのは、情報を取りやすい方法だと思うが、学校間でのアンケートの共有は行っているのか。

(応答)

<浜松市教育委員会指導課長 石野 政史>

○ 学校ごとにアンケートを行っているが、ひな型を教育委員会からも示している。

○ 教育委員会として、生徒指導委員会、生徒指導研修、主任研修、いじめ対策のコーディネーター研修を行っている。そこでいじめの事案を紹介し合っている。

(質疑・意見)

<浜松市PTA連絡協議会 池谷 隆利>

○ 「いじめ対策委員会」には保護者は入らないのか。

(応答)

<浜松市立中学校長 鈴木 清吾>

○ 小中学校ともに入っていない。保護者や地域の方からいろいろな話が出てくるようなシステムを設けて活用する事に意味があると思っている。

5 協議

(1) いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づく調査結果報告書（答申）に係る浜松市いじめ問題対策連絡協議会の取組について

＜浜松市こども家庭部次世代育成課長 野田 志保＞

○ 諮問に対する答申について説明する。

○ 諮問 1 は、「学校の設置者又はその設置する学校が法第 28 条第 1 項の規定により実施した調査の結果に関すること。」であり、文部科学省が決定したいじめの防止等のための基本的な方針によれば、いじめの重大事態については、国基本方針及び国の調査ガイドラインにより適切に対応する旨が記載されているため、再調査では、いじめ調査委員会が実施したいじめによる重大事態の調査が適切なものであったかどうか、国の調査ガイドラインを踏まえて検証した。検証結果については、まず、教育委員会いじめ調査委員会の調査組織は、公平性・中立性が担保されていない点が、国の調査ガイドラインから大きく逸脱していること、いじめの事実の全容解明、同種の事案の再発防止という観点が乏しいこと、記録の保存、個人情報の取り扱い、調査結果の説明・公表についての配慮を欠いていることが挙げられるように、国の調査ガイドラインが推奨する調査の手順に沿っていたとは言えず、不適切な調査であったと言わざるを得なかった。

○ 諮問 2 は、「被害保護者が上記諮問 1 の調査結果に係る意見書で求めている内容に関すること。」であり、被害生徒保護者が具体的に求めた内容について検証した結果となるため、後にお読みいただきたい。

○ 諮問 3 は、「当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために講ずる措置に関すること」であり、同種の事態の発生の防止のために講ずる措置として、教育委員会、学校、そして浜松市に提言が出された。提言 1 として、「文部科学省策定の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえた調査を確実に実施するために、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を行うとともに、いじめの重大事態の調査組織を見直すこと。」と教育委員会に対し提言が出された。

○ 提言 2 として、「いじめの未然防止及び早期発見と事案への対処について、各小中学校のいじめ対策組織が確実に機能するように「学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」を見直し、見直し後の方針に沿って学校のいじめ対策組織が適正に機能できるよう必要な措置を市教育委員会が講ずること」と教育委員会と学校に対し提言が出された。

○ 浜松市に対する提言として、市教育委員会及び浜松市における対応にあるとおり、国基本方針によると、地方いじめ防止基本方針は、「当該地方公共団体の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本方針を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、当該地域において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載することが想定される」とされ、「より実効性の高い取組を実施するため、地方いじめ防止基本方針が当該地域の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直すという PDCA サイクルを、地方いじめ防止基本方針に盛り込んでおくのが望ましい」とされている。しか

し、現在の市基本方針には、こうした取組が機能しているのかを点検して必要に応じて見直す、PDCA サイクルについての記載がない。市基本方針の「第 1 いじめの防止等のための基本的な考え方」にあるいじめの未然防止及び早期発見、早期対応の内容は理念としては納得がいくことではあるが、それが実際にどのように具体化され、どの程度の効果があったのか、点検し見直す仕組みが必要。第 3 次浜松市教育総合計画の後期計画からいじめに対する取り組みがなくなっているが、このようなことから分かるように、いじめの防止等に対する市教育委員会の姿勢が十分に真摯なものではなく、浜松市におけるいじめ対策について、地方公共団体の長である市長が責任を十分に果たしていなかったと考えられる。また、浜松市全体のいじめ対策の中心となるべき組織が明確に定められていないので、浜松市いじめ問題対策連絡協議会にその役割を持たせるのであれば、その旨を明記することも必要であろう。本事案に対し、教育委員会及び浜松市の状況がどのように影響があったのかを明らかにすることはできていないが、本事案が深刻化した以上、現状を少しでも改善すべき。そのためには、いじめ防止対策における様々な取組について、市基本方針にある取組が具体的になされているのか、その効果が十分なのか、市長の責任の下、協議会を中心に、十分に検討することが必要。このような評価改善の仕組みは、浜松市におけるいじめの未然防止及び早期発見、事案への対処の全てについて必要であり、それらを協議会に集約するなど、浜松市で体制を整備し、実効性を担保するために市基本方針の「第 2 浜松市におけるいじめの防止等のための対策」に反映することが望まれる。また、点検と見直しの結果をホームページ等で市民に公開するなど、チェック機能を強化する取組も必要。

○ これらの内容を踏まえ、提言 3 「浜松市におけるいじめ防止対策について、点検と見直しが確実にできるような体制を整備するよう、市長の責任の下、「浜松市におけるいじめの防止等のための基本的な方針」の改定を行うこと」と地方公共団体としての浜松市には、市におけるいじめ防止対策の体制について提言が出された。こちらについては、ここまでの提言の内容とともに現在教育委員会を中心に、基本方針の改定を行っている。

○ 提言 4 は、「本事案への対処について、浜松市として現在できることを検討し、「いじめの解消」に至るまで被害生徒及び保護者への支援を行うことと、加害生徒への指導の機会を模索すること」と提言が出された。

<浜松市教育委員会指導課長 石野 政史>

○ 提言を受けて、浜松市がどのような取組をしているかを説明する。今回の報告書では、「個々の教員は、それなりに必死に対応していたのであろうが、それが、学校として組織的な対応ができなかったことが問題だった。浜松市教育委員会の対応のまずさも分かった。教育委員会いじめ調査委員会の組織にも問題があった。」という提言をいただいている。そうした結果を踏まえて、再調査委員会から「提言 1 いじめ重大事態の調査について」「提言 2 学校におけるいじめ対策組織の適正化について」「提言 3 市におけるいじめ防止対策の対応について」「提言 4 本事案の対処について」という 4 つの提言をいただいた。それを受けて、まず、いじめの調査等の公平性・中立性の確保のために条例を制定し、浜松市いじめ問題第三者委員会を設置した。

こちらは法に基づき、教育委員会の附属機関として、諮問に応じていじめの防止等のための対策、重大事態の調査に関することについて調査・審議する役割を担っている。委員は職能団体から推薦を受けた学識経験者、精神科医、弁護士、臨床心理士、社会福祉士の5人で組織をしている。

○ 浜松市のいじめ防止等のための基本方針の改定については、見直しの方向性として、本方針が適切に機能しているか点検して見直しする仕組みを整備している。特に再調査委員会からの提言を受け、重大事態の調査の主体となる第三者委員会の設置、被害者に対する調査方針の説明等、重大事態の対処について、国のガイドラインを踏まえ、公平性・中立性を確保していく。また、基本方針の中には、いじめが解消している状態についても明記をし、被害児童生徒を守り、安心と安全を確保する仕組みを整備していく。現在、浜松市いじめ問題第三者委員会に、この市の基本方針の改定について諮問をして検討をしていただいている。このあと、議会報告を通しまして、9月末までには、公開していく予定となっている。

○ 学校のいじめ防止の基本方針の改定については、市の基本方針の改定を踏まえ、各学校で今年度中に見直しをしていきたい。点検し見直しをする等PDCAサイクルを意識したもの、いじめに係る情報の記録や管理について徹底できるもの、学校運営協議会、コミュニティースクール等との連携を図れるものについて、教育委員会から内容を示すので、今後各学校で見直し、教育委員会として確認・指導をしていく。

(質疑・意見)

<浜松市立中学校長 鈴木 清吾>

○ 「いじめ調査委員の設置」は、重大事態につながるおそれのある事案について、市長事務部局が調査を行い、結果を教育委員会に報告するということだが、そのタイムテーブルというものはあるのか。重大事態と認めるもの、つながるものの認定、判定について決まりはあるのか。

(応答)

<浜松市こども家庭部次世代育成課長 野田 志保>

○ 「いじめ調査委員の設置」は、再調査委員会の答申を受け、重大事態と認定されるより前に、早期に第三者の調査が介入していく。早期に第三者が関わり、長期化するといったことを避けるために設置となった。

○ 委員は5人であり、今後委嘱をしていく。ただ、委員5人が合議制の会議体として設置しているのではないので、実際は複数人で調査にあたるようになる

○ 概要は、教育委員会、学校が認知したいじめの中から、必要なものについて調査依頼がくる。そして、学校や教育委員会から資料をいただき、その内容から必要であれば、子供や保護者の聴き取りを行う。その調査結果を報告して教育委員会に送付をするという流れになる。

○ 明らかに重大事態である事案は、すぐさま重大事態に認定していかなければいけないが、子供や保護者から話が聴けず内容の把握ができていないために重大事態の可能性はあるのか判断ができない場合等にも調査依頼がくるのではないかと想定している。

○ 特に学校の方には直接関わってくるので、今後説明していきたいと思っている。

(応答)

<浜松市教育委員会指導課長 石野 政史>

○ 法 28 条のもと重大事態は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童が期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき」と定義されている。疑いがあるケースについても重大事態という捉えになるが、本市においては早期対応というところに力を入れていくということで、市長部局の方に調査委員を置き調査するという状況である。

(質疑・意見)

<浜松市青少年健全育成会連絡協議会 安間 清弘>

○ いじめの問題が大きくなった時点でいろいろな調査をするというのは必要だとは思うが、大きくなる前にどうやって防ぐかしっかり対策を立てないと、いじめが大きくなったからだと遅いと思う。だから、いじめが大きくなる前にキャッチし、調査することで、学校全体で早いうちにいじめの芽を摘むような防止対策が必要だと思う。

(応答)

<浜松市教育委員会指導課長 石野 政史>

○ ご指摘のとおり、いかに学校の教職員一人一人の意識を高めていくかというのが大きな課題となってくると思う。特にいじめについては、定義にあるように「当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」ということで、被害に遭われた方に寄り添っていくという内容になっている。教員もそれを察知して寄り添っていくということが一番だと思う。そのためには教師による発見が第 1 ということ。また子供からの訴え、外からの情報が重要になる。外からの情報については、本日お集まりいただいた皆様、地域の方、保護者から寄せられることを教員一人一人が重要なことだとことを受け止め、それを組織として対応していくということが鍵になってくると思うので、そうした教職員の意識を変えていくということを今まで以上にやっていきたいと思っている。

(質疑・意見)

<浜松市立小学校長 井上 聡>

○ これまで学校でも早期発見・早期対応ということをすごく大事にしていたが、なかなか地域の方からの情報というは、なかなか得られないと感じている。それで、提言を受けてということで、いじめ防止基本方針の中で、学校運営協議会との連携ということが挙がっているので、私の学校でも地域からの情報が挙がるようなものができていけばと思う。実際、健全育成会の活動もしているが、具体的にいじめの話は、上がりにくい状況にあると感じたので、そういったことが今回の基本方針の改定の中で、上がってくるとありがた

いと思う。

(質疑・意見)

<浜松市PTA連絡協議会 池谷 隆利>

○ 保護者の立場から話をさせていただくと、いじめは本当にあってはいけないことだが、昨日より明日、明日より明後日と日々エスカレートするというのが一番心配である。だから、未然の防止、早期発見が、すべてだと思う。そのためには、どうやって子供たち、もしくは子供たちと接している親、地域の方々から情報を得るのが大事だと思う。しかし、子供がいじめられていることを先生に言えるかといえば、中々言えないかもしれない。そういったことについて勇気をもって伝える。いじめというのは最初にシグナルを出すと思うが、シグナルというのは、いじめられるにつれて段々弱くなり、それが日々エスカレートしていく理由だと思うので、それをどうやって伝えやすい環境を作っていくか、それがアンケートなのか、メールなのか、ミニレターなのか、やはりいろいろな方式で情報を取ることが本当に必要だと思う。

○ 第三者委員会という立派な場というのも、大事だと思うが、いじめられた経験のある、同じ目線で今まで苦しい思いをしてきたとか、そういう人の意見を事前に聞いておかないと、同じ目線でないと調べきれない、対応できないこともあるかもしれないのではないかと思う。

○ いじめは、テレビとかで見ている、本当に涙がでそうになって辛い。でも、この場で出ているのは氷山の一角の可能性もある。やはりシグナルとかをどうやって大人たちが発見するか、そういった仕組みを浜松市でも是非作っていただきたいと思う。

○ 私が実際に感じているのは、いつもいじめられる側が転校をしなくてはいけない、学校に出て来られなくなるといった判断を迫られている。いじめられる側は、何にも悪くないのに何でいじめられる側がそういった判断を迫られるのか。それは本当に辛いことだと思う。だから、児童相談所の方が加害生徒への対応、聴き取りはできると言ったが、いじめる側をどうやって見つけるか、いじめがエスカレートする前に、「早く助けて」というシグナルをいかに早く聞き出すのか、いじめているという情報をどうやって早く聞き出せるのかを委員の皆様の英知を絞って、大人たちが子供たちを守るという仕組みを作っていただきたい。

(質疑・意見)

<浜松市人権擁護委員協議会 松山 正寛委員>

○ 私も自治会にもかなり関っており、地元の子供たちを集めて人権問題について考えさせ、討論させたりしたこともあった。そうすると、「こんなことは学校では毎日のように起こっているよ」と子供たちが言うことがある。それで、「それは先生に言ってあるの」と聞くと、「それは先生の知らない世界で、こんなこといっぱいあるよ」という答えが返ってくる。そういったことに耐えられる子供たちは、普通に生活できているが、耐えられない子供もいる。

○ 加害の子供の中には、相手を痛めようと思って言っているわけではない子供もいるということも問題だ

と思う。自分のとった行動、言葉が相手を傷つけているかどうか分からない。ただ面白いからと言う。あだ名一つをとっても、ちょっとした嫌なあだ名をつけて、面白いと言う。しかし、被害者にとっては、それが凄く嫌で、それがきっかけで学校に行きたくなくなってしまう。

○ 加害者の無意識の行動、認識しない発言、自分のとった行動、言葉が、どんな影響を与えるかということなどを常に考えるということを学校教育の中で教えていただきたいと思う。私は、「いじめは大人になってもありますよ」と子供たちに言っている。セクハラ、パワハラ、モラハラ、カスハラといったいじめは大人の世界にもある。なくなることはない。だから、「加害者にならないように相手の心をまず思いやる。」「被害者にならないように抵抗力をつける。」「相談できる人を周りに持つ。」といったことが大切だと思う。いじめをなくそうなんて思わないでほしい。人間が生きている以上、それは無理だと思う。

(質疑・意見)

<浜松市PTA連絡協議会 池谷 隆利>

○ 私も中学校の中でピアサポート、PTAの研修会等でやったが、子供たち同士で問題が起こったときに、それぞれの子供たちの立場で判断して助け合うことを考えるとといった道徳的なものを学校としても教育目線で教えていくことも引き続き必要だと思う。

○ ピアサポートというのは、各学校でも結構やっているのか。

(応答)

<浜松市立中学校長 鈴木 清吾>

○ 学校により様々だと思う。

(質疑・意見)

<浜松市PTA連絡協議会 池谷 隆利>

○ 今は、総合学習を含めて、いろいろな道徳的授業をやっていると思うが、こういうところで、加害者も被害者もゼロにはならないかもしれないが、お互い加害者や被害者にならないように楽しく学校生活を過ごしていくかを考えることも必要だと思う。

○ また、地域からの情報について、それぞれいろいろなところで、いろいろな考え方、いろいろな話がそれぞれの場に出てくるので、そういった情報、意見が一方通行にならず、どうしたら共有できるのか、早く手を打てるような形を作れたらいいと思う。

(応答)

<浜松市教育委員会指導課長 石野 政史>

○ 最初のシグナルを大人がどう発見していくかという点について、話があったが、やはりここにいらっしゃる皆様の協力無くしてはできないということが一つあると思う。

○ 加害者、被害者の構図に傍観者といわれる子供たちがいるので、いじめの防止にあたっては他の子供た

ちの係り方が大きなキーになってくると思っている。

○ 思いやりの心を育てるといのは学校教育の中でやっていることになるので、加害者ではないが傍観者もやはり被害者にとっては助けてくれなかったという思いを持つということも学校教育の中で学ばないといけない。子供自らがいじめを防止するというような風土、空気感を作っていきたいと思う。

(質疑・意見)

<浜松市人権擁護委員協議会 松山 正寛委員>

○ 教育委員会や校長先生の担任の先生に対する評価が一つ大きなネックになっているのではないかと思う。それが、物事をこじらせてしまい、小さな問題も大きくしてしまうのではないかと思う。先生方あるいは校長先生が自分側に有利になるように被害者を説得したり、解決しようとしたりすることが返って問題を大きくしてしまっている。なぜそうするかというと、教育委員会が、問題が起こった学校の先生について、マイナスポイントの評価をしているのではないのか。もしそうなら、そこは是非改めないと駄目だと思う。これではいつまで経っても隠蔽体質は変わらないと思う。教育委員会のその体質の変化とは、どのようになっているのか。

(応答)

<浜松市教育委員会指導課長 石野 政史>

○ いじめの問題に関しては、認知件数を上げていくということで、今回件数の報告があったが、いじめがあるから駄目という見方はしていない。とにかく発見をして対応をしていくためには件数を上げて組織的に対応していくということになるので、対応がうまくいかないからということの評価は、全くない。いじめを認知して学校体制でやっていくという評価をしているので、そこがポイントになってくると思う。

○ それぞれ学校の方で対応してもらっているが、教育的な関わりとして、これまでやってきたように加害者や被害者の話を聞いたり、目撃者から話を聞いたり、手順を順々に追っていったことで解決できているものもある。しかし、法的な側面を見たときにどうか。今回再調査委員会から指摘されたようにガイドラインに則っていたか等も含めて、学校で対応していただいている状況なので、そうしたことが徹底できればいいということは教育委員会からも指導しているが、いじめがあったから駄目というような評価は全くないと認識している。

<浜松市こども家庭部次世代育成課長 野田 志保>

○ 今回の再調査委員会の答申の中で、いじめ問題対策連絡協議会の重要性や協議会のあり方について検討しなければならないとの提言も出ている。これまでは、この会議を年に2回開催し、委員の皆様からいろいろな意見をいただいたり、資料5によって、それぞれの機関がやっていることを確認させていただいたりしていた。今後は、方針の改定の中でもあると思うが、我々行政はしっかり対策をしていかなければいけないし、教育委員会は子どもをしっかり見守っていかなければいけない。ただ、それ以外に協議会の委員になっ

ている皆様にもそれぞれの機関の中でできることを考えていただけたらと思う。やはり、学校が全てではなく、地域、保護者、PTAの皆さんであったり、人権ミニレターというように、いろいろなところでのアプローチというのもあるので、それぞれの機関でできることをいろいろ考えていただき、今後この協議会の中で、話し合っていたきたいと思う。また、このいじめ問題が、今回クローズアップされたことで、質問もあるかと思う。様々な委員会、調査等が、どのように機能しているのかということも今後ご質問をいただいたり、興味を持っていただきたい。また子供たちを皆さんの目で見えていただきたいと思う。今後の協議会の中で、いろいろと動いていただけますようお願いする。

○ 今後の協議会においても、提言にあるような、いじめ防止対策における様々な取組について、基本方針にある取組が具体的にされているのか、その効果が十分なのかを検討できる体制を整えていきたいと考えている。今後とも協力をお願いしたいと思う。

6 事務連絡

7 閉会

<浜松市こども家庭部次世代育成課 市川 直樹>

○ 令和4年度 第1回浜松市いじめ問題対策連絡協議会を閉会する。